

比較表：東京地裁判決と知財高裁判決における「立法論」への言及

比較項目	東京地裁判決（令和6年5月16日）	知財高裁判決（令和7年1月30日）
<p>1. 立法論への言及の位置づけ</p> <p><判決文引用></p>	<p>- 主たる争点（現行法解釈による結論）を示したあと、判決末尾近くで付言として簡潔に触れる。</p> <p>- 「まずは国民的議論・民主主義的プロセスに委ねるべき」という趣旨。</p> <p>「…まずは我が国で立法論としてAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが、AI発明に関する産業政策上の重要性に鑑み、特に期待されているものであることを、最後に改めて付言する。」</p> <p>（東京地裁判決・第4当裁判所の判断・末段落）</p>	<p>- 争点（AI発明が特許法2条1項の「発明」に含まれるか等）の検討の中で繰り返し「これは立法論として検討すべき課題」と強調。</p> <p>- 国際協調や産業政策まで含め、「幅広く慎重な議論が不可欠」として立法論の必要性を強く示唆。</p> <p>「AI発明について特許を付与するか否かは、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえた国民的議論による民主主義的プロセスに委ねるべき問題であり、…（中略）…単純にAI発明を現行法の特許権の対象とする法解釈をすることはできず、立法化のための議論が必要である。」</p> <p>（知財高裁判決・第4・1(1)イ等）</p>
<p>2. 立法論の具体的内容への言及</p> <p><判決文引用></p>	<p>- 言及はあるが比較的抽象的。</p> <p>- 「AI発明が公知技術に当たらず新規性要件の形骸化を招く懸念」「冒認願と無効の問題」などを挙げつつ、「立法論で対応を要する」と整理。</p> <p>「…そもそもAI発明には発明者名誉権が観念できないことや、冒認願を事実上容認することにつながる懸念は、当裁判所も十分傾聴に値すると考える。もっとも、これらは現行法が想定しない問題であり、…立法論で対応すべきであって、…」</p> <p>（東京地裁判決・第4当裁判所の判断）</p>	<p>- 具体的検討課題を多角的に列挙（当業者概念との整合、存続期間の問題、強力な独占権の付与可否、国際協調との整合など）。</p> <p>- 「特許法の構造（権利能力者＝自然人等）とAIの自律的創作能力は大きな齟齬がある」として、立法的再設計が不可避であることを強調。</p> <p>「…AI発明に特許を付与する場合には、当業者概念や存続期間を含む制度全体の構造を見直す必要があるなど、…一国の産業政策上の議論として幅広く検討されるべきものである。…現行特許法の解釈によっては対応し切れない問題であって、立法論としての検討が不可欠である。」</p> <p>（知財高裁判決・第4・1才等）</p>
<p>3. 立法論の期待・示唆の度合い</p> <p><判決文引用></p>	<p>- 特に最後に「期待される」と述べる形。</p> <p>- 「AI発明が制度的にどのように扱われるべきかは民主的プロセスで」という程度の示唆にとどまる。</p> <p>「…AI発明に係る制度設計は、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえ、国民的議論による民主主義的なプロセスに委ねることが相応しい…」</p> <p>（東京地裁判決・第4当裁判所の判断）</p>	<p>- より強い口調で「今後の立法的対処が不可欠」と示唆。</p> <p>- 「世界的動向やTRIPS協定との関係にも照らし、立法措置が要る」など、国際協調を含む大きな視点を提示し、現行法解釈だけで解決できないと断ずる。</p> <p>「…AI発明について特許権の対象とするか否かは、各国の立法政策や国際協調の側面も含め、幅広く慎重な検討が必要である。…いまだ我が国ではそのような立法的判断がなされていない以上、…現行特許法の下でAI発明を保護する余地はない。」</p> <p>（知財高裁判決・第4・1(才)等）</p>
<p>4. 最終結論</p> <p><判決文引用></p>	<p>- AI発明は「発明者が自然人であること」を前提とする現行法に合致せず、出願却下は適法とする。</p> <p>- 立法論の必要性を付言しつつも、最終的結論では原告の請求を棄却。</p> <p>「…したがって、本件処分は適法であり、原告の請求は理由がないからこれを棄却する。…AI発明を保護するかどうかは今後の立法論に委ねるほかない。」</p> <p>（東京地裁判決・主文および終局部分）</p>	<p>- 同様に原告の請求棄却。ただし争点ごとの検討内で立法論を何度も指摘。</p> <p>- 「立法論として検討されるまではAI発明に特許は与えられない」という強い調子で結論付け。</p> <p>「…特許法に基づきAI発明について特許を付与することはできない。本件控訴も理由がなく棄却する。なお、AI発明の保護制度をどう構築するかは立法政策上の問題として検討すべきである。」</p> <p>（知財高裁判決・主文および結論部分）</p>